

② 緑地保全と緑化推進の取り組み



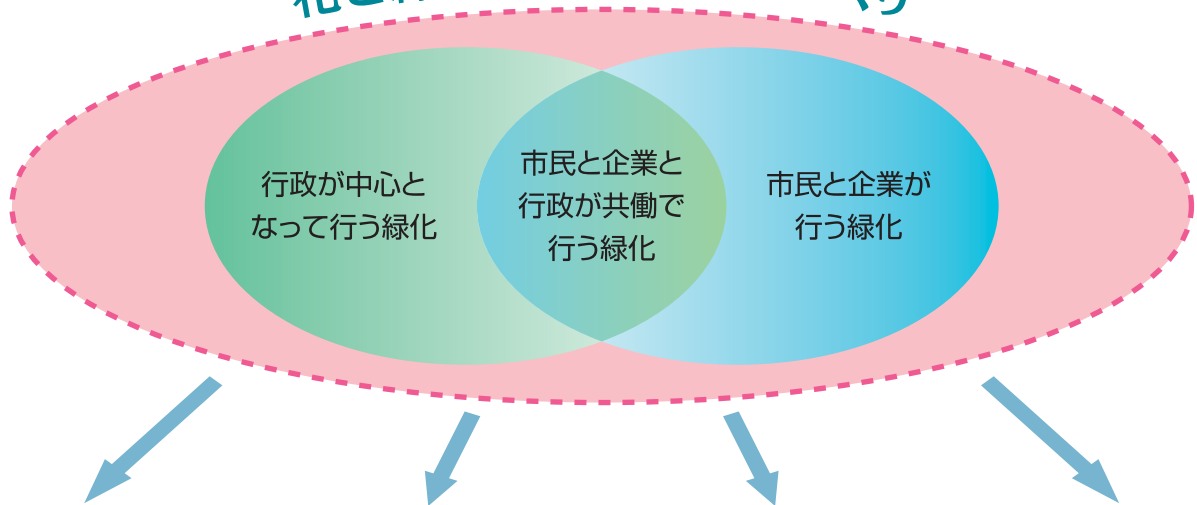
(1) 取り組みの考え方

福岡市では、市民の皆さんと共働して緑化を推進するために、花と緑あふれるまちづくりや身近な空地・樹林地の植栽や管理等への参加の呼びかけ、及び公園整備の過程で地域住民の意見を反映するワークショップ方式での公園づくりを推進しています。

■福岡市都市緑化マニュアルでは

- 特に市民や企業との共働による緑化推進のため助成や支援、及び参加活動のできる仕組みを紹介しています。

花と緑の国際文化都市づくり



行政が中心となっ て行う緑化

- 公園緑地の緑化
- 道路の緑化
- 河川及びため池の緑化
- 港湾及び海岸の緑化
- その他の公共施設の
緑化及び屋上・壁面の
緑化

(計画設計編 P.21~37)

行政の呼びかけで 行う緑化

- 市民の協力による樹
林地の保存や大木、名
木の保存
- ワークショップでの公
園づくり
- 企業・工場の緑化

(資料編 P.2・3・5・6・7)

地域住民が協力し て行う緑化

- 地域からの提案によ
る植樹活動
- 公園愛護会活動
- 街路樹植樹帯等の花
壇づくり
- 里山の保存活動
- 緑地協定による街並
みの緑化
- 企業の緑化

(資料編 P.4・5)

市民が個々に行う 緑化

- 接道の生垣
- フラワーポットやプラ
ンターでの花づくり
- 窓辺やベランダの緑
化や花づくり
- 屋上や壁面の緑化
- 企業・個人の緑化

(資料編 P.6・7)

(2) 福岡市の取り組み

① 福岡市の取り組み体制

福岡市では、都市整備局公園緑地部で都市公園をはじめとした都市緑化に関する事業を推進し、地域に密着した都市公園の管理については、各区維持管理課で行うとともに、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会と連携を取りながら、市民や企業と共働で民有地の緑化を推進しています。

○福岡市：公園緑地部、区役所、(財)福岡市森と緑のまちづくり協会(資料編P.1)

② 緑地保全の取り組み

福岡市では、良好な生態系や都市環境を維持・創出し、地域から地球環境を支える役割として、積極的に自然環境の保全と創造に取り組んでいます。樹林地の保全・活用においては、保全した緑地を市民・企業・行政が共働して良好な管理を行っていきます。また、市民へ解放できる緑地は自然とのふれあいやレクリエーションの場として活用します。

①樹林地の保全：緑地保全地区、緑地保全林地区、市民緑地等の制度、風致地区(資料編P.2)

②樹林地の活用：緑地保全地区の活用(資料編P.3)

③ 緑化推進の取り組み

福岡市では市民や企業と協力して緑のまちづくりを進めるため、公共の事業への意見の反映の機会をつくるとともに、市民や企業が中心になって取り組む活動への支援、団体の育成等、市民参加のしくみの強化を図っていきます。



大濠公園

- ①支援体制……………市民活動への支援、団体の育成や緑化事業の財源確保などとして、緑の相談所、業務や都市緑化基金の造成を行っています。(資料編P.3)
- ②緑化活動の支援……………都市景観の向上、空地や樹林地の植栽管理、緑のまちづくりを市民や企業と共働で行う様々な事業を進めています。(資料編P.4)
- ③緑のリサイクル……………資源の有効活用を目的に、公園や街路樹等の剪定枝を土壌改良材やマルチング材として利用しています。(資料編P.5)
- ④民有地への助成制度等……住宅地や工場等の都市環境を快適にするため、道路沿いの緑化、建物の外構、壁面、屋上等の緑化に対して、助成を行っています。(資料編P.5・6・7)
- ⑤市民学習……………緑化活動をサポートするための講習・実技演習、花と緑が楽しめる植物園、果樹展示の園芸公園、自然が楽しめる市民の森・観察の森があります。(資料編P.7)
- ⑥顕彰制度等……………都市緑化や都市公園保全美化等に功績のあった団体・個人、及び花壇づくりやベランダ、緑化・生垣等良好な空間や都市景観に対して表彰しています。(資料編P.8)
- ⑦緑の広報活動……………花と緑のあるまちづくりのための年間行事や、姉妹都市における日本庭園の建設、及び緑化推進のためのパンフレット等の配布をしています。(資料編P.8・9)